

株式会社 大 水 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社大水と称し、英文では DAISUI CO.,LTD. と表示する。

(本店の所在地)

第 2 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(目 的)

第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 水産物の売買および販売の受託
- (2) 冷蔵保管および倉庫業
- (3) 不動産の賃貸業
- (4) 前各号に附帯関連する一切の業務

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告によりこれを行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告により公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、47,800千株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成、ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議決権の代理行使)

第15条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(招集権者および議長)

第16条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。

2. 当会社の株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

3. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第18条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は22名以内とする。

(選任方法)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

2. 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 当社の取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2. 当社の取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(任期)

第22条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役の責任免除)

第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 当社の取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的

である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第27条 当社の監査役は5名以内とする。

(選任方法)

第28条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

2. 当社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第29条 当社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(任期)

第30条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、第28条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

(監査役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日から3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第33条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第37条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

附 則

1. 変更前定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後第 17 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 17 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和 26 年 8 月 31 日全部改正
昭和 29 年 5 月 29 日一部改正
昭和 31 年 5 月 30 日一部改正
昭和 32 年 5 月 30 日一部改正
昭和 34 年 5 月 30 日一部改正
昭和 35 年 5 月 30 日一部改正
昭和 38 年 5 月 30 日一部改正
昭和 39 年 5 月 30 日一部改正
昭和 39 年 11 月 30 日一部改正
昭和 42 年 5 月 30 日一部改正
昭和 43 年 5 月 30 日一部改正
昭和 49 年 5 月 30 日一部改正
昭和 50 年 5 月 30 日一部改正
昭和 57 年 6 月 29 日一部改正
平成 4 年 6 月 26 日一部改正
平成 6 年 6 月 29 日一部改正
平成 7 年 6 月 29 日一部改正
平成 8 年 6 月 27 日一部改正
平成 9 年 6 月 27 日一部改正
平成 10 年 6 月 26 日一部改正
平成 11 年 6 月 29 日一部改正
平成 12 年 6 月 29 日一部改正
平成 13 年 10 月 1 日一部改正
平成 14 年 6 月 27 日一部改正
平成 15 年 6 月 27 日一部改正
平成 16 年 6 月 29 日一部改正
平成 18 年 6 月 29 日一部改正
平成 21 年 6 月 29 日一部改正
平成 22 年 6 月 22 日一部改正
平成 27 年 6 月 23 日一部改正
平成 27 年 9 月 16 日一部改正

令和 4 年 6 月 2 4 日一部改正